

✿ 貨物概要

乳をもととしたチーズを乾燥し、硬くしたもの

製法：乳を加熱→乳酸菌を加えカード化→ホエイ除去・カット→乾燥・熟成し硬くする

原料：乳、乳酸菌

性状：硬質

用途：犬用のおやつ

✿ 分類

関税率表第 0406.90 号（統計番号 0406.90-090）のその他のチーズ

✿ 分類理由

本品は、乳を乳酸菌で発酵させ、ホエイを除去し、固形状にし、熟成したものであることから、上記のとおり分類されます。

犬の食用に供するものですが、関税率表第 23.09 項に分類される「飼料用に供する種類の調製品」は、同表第 23 類注 1 に規定されている「植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品」である必要があります。しかし、本品は単にチーズを乾燥させ、硬くしたものであり、チーズの特性が消失していないことから、同表第 23.09 項「飼料用に供する種類の調製品」には分類されません。

◆ ◆ ◆

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）